

文化施設利用者様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

愛知県を対象区域とする「まん延防止等重点措置」の適用に伴う文化施設の対応について
(令和3年4月19日時点)

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が再び拡大していることから、4月16日付で愛知県を対象区域とする「まん延防止等重点措置」を適用することが発表されました。

つきましては、本市公共施設の対応として、4月20日より5月11日までの間、午後9時以降の利用を中止といたします。

また、本市文化施設の施設利用料等の還付について、5月11日まで延長します。なお、国や県の方針が変更となる場合は再度お知らせいたしますのでよろしく申し上げます。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

(1) 施設の利用時間については、下記のとおり変更します。

施設名称	利用時間 4月20日～	(参考) 通常時の開館時間
市民文化会館	通常時の開館時間	午前9時～午後9時
西川芸能練習場		
三の丸会館		
ライフポートとよはし		
公会堂		
アイプラザ豊橋	午後9時以降の利用中止	午前9時～午後10時
穂の国とよはし芸術劇場		

(2) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食はお控えください。

(3) 入場者の制限について、引き続き以下のとおりとなります。

大声での発声等を伴わない利用：定員の100%以内

大声での発声等を伴う利用：定員の50%以内

(4) その他、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |